

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
- 土地改良法により換地計画を定めた件
福島県公安委員会 七〇二
- 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則
の一部を改正する規則 七〇三

告 示

福島県告示第八百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
原地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のと
おり縦覧に供する。
平成二十七年十二月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年十二月十六日から
平成二十八年一月十二日まで（二十八日間）
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

（農地管理課）

福島県公安委員会

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。
平成27年12月15日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第8号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部 を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年福島県
公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「麻薬特例法」という。」を削り、「及び組織的な犯罪の処罰及び犯
罪収益の規制等に関する法律」を「、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関す
る法律」に改め、「。以下「組織的犯罪処罰法」という。」を削り、「第23条第1項」
の次に「及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項」を加える。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、「。以下「麻薬特例法」とい
う。」を削る改正規定及び「。以下「組織的犯罪処罰法」という。」を削る改正規定は、
公布の日から施行する。

（生活環境課）